

平成三十年三月三十日提出
質問第一九〇号

東北大学における有期雇用の雇止めに関する質問主意書

提出者 山岡達丸

東北大学における有期雇用者の雇止めに関する質問主意書

厚生労働省に対し、次の事項について質問する。

一 現在、東北大学において、「五年以上継続して雇用された有期雇用者の無期雇用への転換」に関して問題が生じ、労使間の対立へと発展している。この問題に対しては、厚生労働省から東北大学に、改善指導が複数回なされたと聞く。その指導がなされた日付と内容を開示して頂きたい。

二 東北大学においては、「限定正職員」という独自の制度を設け、一に記述した有期雇用者の無期雇用対策策であるとしている。しかし、二〇一七年十一月の衆議院厚生労働委員会において、労働基準局長が、「限定正職員」制度は、一に記述した有期雇用者の無期雇用対策にはならない旨の答弁をしたと聞くが、その通りか。

三 二における限定正職員制度が、無期雇用対策に当たらないとすれば、東北大学は、改正労働契約法第十条に基づく一に記述した有期雇用者に対する無期雇用対策を行っていないことになるが、厚生労働省の見解は、如何に。

四 東北大学においては、一に記述した有期雇用者の無期転換を避ける目的で、六か月間のクーリング期間

を設けた後の有期雇用としての再雇用が実質行われている。それにもかかわらず東北大学執行部は、クーリング期間を定めた再雇用は行っていないと主張している。このような実態に関する厚生労働省の見解は、如何に。

右質問する。